

人事院勧告の完全実施を求める決議

須坂市は、ふるさと納税制度における総務省からの指定取消しにより、寄附収入の大幅減少及び制度活用による歳入確保が困難となり、厳しい財政状況に置かれていることは議会としても十分に認識しているが、このような事態を招いた最大の要因は市長の不適切な判断の結果であり、職員には何ら責任はない。にもかかわらず、その責任を職員に背負わせようと職員給与改定の見送り方針を打ち出している。

地方公務員の給与改定は、人事院勧告および各都道府県人事委員会勧告に基づき、公務員の労働条件の中立的・専門的な調整機能を確保するための制度であり、財政事情のみを理由として恣意的に実施を見送ることは、制度の根幹を揺るがすものである。

また、人材確保が困難となる現下の行政需要において、給与抑制は若手職員の採用力の低下や、現職員の士気の低下を招き、結果として行政サービスの質に影響を及ぼすおそれが極めて大きい。加えて、国家公務員および周辺自治体が勧告を実施する中、須坂市のみが不実施とすれば、職員の公平性確保および地域間競争力の観点からも大きな問題を残すばかりか、地域経済の停滞につながりかねない。

よって、須坂市議会は、財政状況の厳しさを踏まえつつも、将来の行政運営と人材確保のため、市長が示した「財政難を理由とする給与改定の不実施方針」を見直し、人事院勧告を完全実施することを強く求めるものである。

以上決議する。

令和7年12月16日